令和3年第3回姶良市教育委員会定例会

令和3年3月12日(金) 開会 9時57分 閉会 11時5分 加治木総合支所南庁舎3階大会議室

1 出席者

小倉教育長 川畑委員 中間委員 岩元委員 藤谷委員

2 教育委員会事務局の出席者

北野次長兼教育総務課長 前田次長兼学校教育課長 塚田次長兼保健体育課長 原口社会教育課長兼図書館事務局長 別府国体推進課長

3 議事

議案等番号	件名	結果
議案第4号	姶良市教育に関する事務の執行の状況の点検及び評価 の実施規則の一部を改正する規則に関する件	可決
議案第5号	姶良市学校教職員住宅管理規則の全部を改正する規則 に関する件	可決
議案第6号	姶良市教育委員会外部評価委員会規程の一部を改正す る訓令に関する件	可決
議案第7号	姶良市教育委員会規則等審査委員会規程の一部を改正 する訓令に関する件	可決
議案第8号	加治木町教育委員会所管に係る補助金交付要綱を廃止 する告示に関する件	可決
議案第9号	令和2年度姶良市一般会計補正予算(第12号)(教育費)に関する件	可決

4 議事録

教育部次長

皆さん、おはようございます。ただいまから令和3年第3回姶良市教育委員会定例会を開催いたします。本日の議案は、6件でございます。ご審議よろしくお願いいたします。それでは、これ以降の議事進行につきましては、小

倉教育長にお願いいたします。

教育長 それでは、会議に入ります。本会議は、公開を原則としておりますが、本日 の会議を公開することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、本日の会議は、公開することとします。 日程第1「議事録の承認・署名」についてであります。前回会議の議事録の 承認・署名は、お済みでしょうか。

全員はい。

教育長 はい。それでは、前回議事録は、承認されたものと認めます。 次に、日程第2「委員及び教育長の報告」についてであります。委員の皆様 方から、何かご報告はございませんでしょうか。

委員 はい。おはようございます。 2月 28 日に生涯学習フェアが行われ、出席いたしました。西浦小学校の少年消防クラブの発表会、消防職員からの訓練指導を受けて、その成果を出初め式や運動会で、きびきびとした子ども達の様子を披露していることなどの発表がありました。文化講演では、西村徳文さんの講演があり、質問等もたくさんあり、とても盛況だったと思います。今年度は、コロナ禍において講演等もしていただきました。十分に配慮された準備をしていただき開催されたこと、ご苦労もあったと思いますが、とても有難いことでした。ありがとうございました。以上です。

教育長 他にございませんか。

委員 はい。2月21日の日曜日に姶良市立少年少女合唱団の定期演奏会に出席してまいりました。団員全員揃ってはいませんでしたが、小学校2年生から中学生くらいまでの団員の揃った澄んだきれいな歌声を聞かせていただきました。指導にあたられている先生方も4名おいでくださって、先生方のピアノの演奏も聴かせていただきまして、とても素敵な心に残る時間になりました。また、来年度の活動も期待したいと思います。以上です。

教育長 今、生涯学習フェアの話がありましたけれども、昨年の2月23日に行いました生涯学習フェアでの森永卓郎さんの講演、あれが最後でしたね。大きなイベントとしてはですね。今回も実施するにあたり、結構躊躇したところも

ありましたけれども、今年1月 10 日の成人式もそうですが、このタイミン グを失してほかの時期にやるのもどうかという思いから、実施しました。特 段何の問題もありませんでした。生涯学習フェアは、講師が問題なのです。 例えば、事務所等のルートを通して東京方面から来ていただくとなると、安 価でも50万、80万から100万円です。もし、キャンセルとなったら全額支 払わないといけない。だから、余程慎重にあたらないといけません。これで コロナが蔓延でもしたら大変なことになりますから。西村さんは、これまで 野球フェスなどでお出でいただいていたものですから、今回の講師として来 ていただくということになりました。それから、姶良市少年少女合唱団もコ ロナ禍で例年に比べますと団員が半分になってしまいました。やはり20名 程度団員がいないと大きな声が出ないということになります。令和3年度は、 団員数を増やしたいと思います。それでは、私の方からは、3月に入りまし て、来週には中学校の卒業式があります。中学校・幼稚園・小学校と続くわ けです。昨年同様の規模縮小で、おじいちゃん、おばあちゃん方の参加はご 遠慮いただいて、保護者のみということです。姶良市の場合、地域の方々も たくさん来賓でお見えになるわけですけれども、こちらもご遠慮いただいて、 教育委員の皆様とPTA会長ぐらいです。祝辞も校長、PTA会長ぐらいで、 1時間程度で終わるようになっています。委員の皆様にはご出席いただきま すが、今年も卒業式・入学式では、特に壇上に上がって告辞を読むというこ ともないというふうにお考え下さい。よろしくお願いいたします。 それでは、議題に入りたいと思いますが、議案が第4号から9号までありま すが、大部分が規則改正でございますので、ご協議いただきたいと思います。 日程第3議案第4号「姶良市教育に関する事務の執行の状況の点検及び評価 の実施規則の一部を改正する規則に関する件」を議題とします。事務局から 説明をお願いします。

事務局

(教育総務課長)はい。日程第3議案第4号「姶良市教育に関する事務の執行の状況の点検及び評価の実施規則の一部を改正する規則に関する件」につきまして、ご説明いたします。改正理由につきましては、3頁をお開きください。こちらに掲載しております「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が平成27年4月1日に改正されております。本市で定めております「姶良市教育に関する事務の執行の状況の点検及び評価の実施規則」の中で、この法律を引用している条文におきまして、条番号の変更等により条ズレが起こっております。その箇所につきまして所要の整理を行うためのものでございます。2頁の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。3箇所の条ズレを現行法律の条番号に改める措置をするものでございます。この規則につきましては、新しい教育委員会体制となりました、平成30年5月に一旦見直しておりますが、その際に条ズレの部分を漏らしていたもののようでござい

ます。以上で説明を終わります。

教育長

平成 27 年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正がありまして、例えば教育委員会制度では、教育長の任期がそれまで4年でしたが、改正後は3年に変わりました。今は43 市町村の全ての教育長の任期は3年となっています。平成30年の改正時に条ずれの部分が漏れていたということです。何かご質疑ございませんでしょうか。

なければ異議なしと認めて、お諮りいたします。議案第4号「姶良市教育に関する事務の執行の状況の点検及び評価の実施規則の一部を改正する規則に関する件」については、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員はい。

教育長

異議なしと認めます。議案第4号「姶良市教育に関する事務の執行の状況の 点検及び評価の実施規則の一部を改正する規則に関する件」については、可 決されました。

次に、日程第4議案第5号「姶良市学校教職委員住宅管理規則の全部を改正する規則に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(教育総務課長) はい。日程第4号議案第5号 「姶良市学校教職員住宅管理 規則の全部を改正する規則に関する件」について、ご説明いたします。改正 理由としましては、現在、管理規則の運用につきまして、入居資格等も曖昧 で現状にそぐわない条項もございます。今後の運用を考えまして、今回規則 の全部改正を行うところでございます。全部改正のために新旧対照表はござ いませんが、5頁から10頁が改正案となっておりまして、11頁から14頁 が現行の規則になっております。まず5頁をご覧ください。主な改正内容と しましては、第3条で管理者をこれまで市長としていたところを教育委員会 としています。第4条におきまして「教職員住宅に入居できるものは、姶良 市立学校に勤務する校長及び教頭並びに当該管理職の教職員と生計を一に する者とする。」など入居資格を明確にしております。その他、入居から退 去までの手続につきまして、書面での手続が適正に行われるよう規定しまし て、8頁の様式第1号「教職員住居入居申込書」から10頁の様式第6号の 「教職員住居退去届」を新たに設けたこところでございます。次に 14 頁を ご覧ください。県下 19 市の教職員住宅の管理規則の内容を調査した表でご ざいます。保証人の欄をご覧ください。これまでの規則第4条で、姶良市は 市内在住の方を保証人として立てるようになっておりました。ですが、ご覧 のとおり県下19市で保証人を必要としているところは、姶良市を含めて3

市しかございません。また、入居される方としましては、校長先生、教頭先生で、これまで特に保証人に何かお願いしなければならないという案件も出ておりませんので、今回、保証人を不要とし、第7条において8頁の右側の誓約書を提出してもらうこととしております。あと資料12頁をご覧ください。別表としまして、管理規則中の教職員住宅の一覧表になります。柁城小学校校長住宅からございますが、表の下の方になりますが、蒲生町の住宅につきまして8棟ございますが、高山教職員住宅とか、教職員住宅1号など、地名であったり、番号で表記されていたりしました。この表記ですと、どの住宅を指しているのか分かりにくいこともありましたので、姶良・加治木地区に揃えて、今回の改正に合わせまして、校長住宅、教頭住宅と変更するものでございます。変更案が7頁の表になっております。以上で説明を終わります。

教育長事務局より説明がなされましたけれども、質疑はございませんか。

事務局

教育長

季員 今、規則の全部を改正するという趣旨については理解できました。現実問題として、築年数を見てみますと相当差があるようです。中山間地域の小規模校は、ずっと残していかなければならないのでしょうが、中山間地域以外の地区は、だんだん古くなったら取り壊していくという話も聞きました。しかしながらこうみますと、小規模校の学校で築年数が古いのが結構あるようですが、今後、大規模な改修が必要になったり、あるいは建て替えとか、そのような見通しがあるのでしょうか。

(教育総務課長) 今ありましたように、小規模校については、今後新たに更新をかけていく予定ございます。今年度も予算要求を行いましたが、予算確保に至りませんでした。ですが、少しずつ補修をしながら、随時予算要求を行いまして、更新をかけていく、新たに造り直していくという形で考えております。

特認校の地区は住宅を造っていかないと、その周辺で借家を探そうにもない状況です。町場の方は、空き家が結構多いので借りていただく。もうひとつは、結構姶良市内に家を構えている人が多いようですので、自宅から通うのもいいのですが、できれば校区内に借りてくださいとしております。しかし、蒲生地区は、空き家がないようです。貸家がほとんどありません。そのため、場合によっては、三船小校区あたりで借家を借りないといけないのかなというところはあります。家を借りても、県費の中から住宅手当が支給されるわけです。今、言われたように非常に古いものもあります。古いのは、昭和49年の山田小校長住宅などは取り壊すのでしょうか。

事務局 取り壊す予定でございます。

教育長

まあ、古いほうから順次解体していく予定ですが、なかなか山田小の辺りは、ありそうでないです。どこで線引きすればよいのかというのもあります。 要件を緩和したり、名称を統一したりという提案ですが、他に質疑がなければお諮りいたします。議案第5号「姶良市学校教職員住宅管理規則の全部を改正する規則に関する件」については、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長

異議なしと認めます。よって、議案第5号「姶良市学校教職員住宅管理規則の全部を改正する規則に関する件」については、可決されました。 次に、日程第5議案第6号「姶良市教育委員会外部評価委員会規程の一部を 改正する訓令に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(教育総務課長)日程第5議案第6号「姶良市教育委員会外部評価委員会規程の一部を改正する訓令に関する件」について、ご説明いたします。改正理由につきましては、外部評価委員は、教育委員会が行った1年間の事務事業の評価を行うものではありますが、現在、委員の任期が1年で交代となっております。委員の皆様もご存じのとおり外部評価につきましては、教育委員会の業務を重点施策に沿って細かく確認し、評価していただいているところでございます。そのため、1年では、なかなか業務を把握しづらく、評価が難しい部分もございますので、任期を2年に延ばすことによって内容を理解し、より充実した評価が得られることを期待しまして、現行の規定で1年となっている委員の任期を2年とするための改正でございます。資料16頁の新旧対照表をご覧ください。委員の任期を「委嘱日の属する年度末」から変更しまして、「委嘱日の属する年度の翌年度末」と変更するものでございます。以上でございます。

教育長

今説明がございましたけれども、これから質疑を行います。質疑はございませんでしょうか。

まず、外部評価委員というのは、教育委員会が実施してきました様々な教育 政策について、評価をしていただくことが業務になります。非常に大変な業 務で、あまりやりたくない仕事です。1年ではどのように評価してよいのか 戸惑いますから、2年はしていただいた方がいいのではないかというご提案 です。 ご質疑ございませんでしょうか。

お諮りいたします。議案第6号「姶良市教育委員会外部評価委員会規程の一部を改正する訓令に関する件」については、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員はい。

教育長

異議なしと認めます。よって、議案第6号「姶良市教育委員会外部評価委員会規程の一部を改正する訓令に関する件」については、可決されました。 次に、日程第6議案第7号「姶良市教育委員会規則等審査委員会規程の一部を改正する訓令に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(教育総務課長) 日程第6議案第7号「姶良市教育委員会規則等審査委員会 規程の一部を改正する訓令に関する件」について、ご説明いたします。改正 理由につきましては、規則等審査委員会の委員から教育総務課管理係長を外 すほか、同様の例規である姶良市法令審査委員会規程の内容に合わせるよう 整理を行うものでございます。この規則等審査委員会は、教育委員会にある 条例・規則等の改正について協議を行う会でございます。19 頁の新旧対照 表をご覧ください。主な改正内容でございますが、まず1行目の表題の部分 です。規則等審査委員会を規則以外の条例等も扱うことから、それらを網羅 しました例規等審査委員会と改めます。次に第3条第3項におきまして、こ れまで事務局でもございます教育総務課管理係長が委員として入っており ましたので、管理係長を委員から外しております。20 頁をお願いいたしま す。第7条におきまして、これまで起案した課の職員しか出席が求められな い条項となっていました。新たに2項を加えまして、関係課、関係職員の出 席を可能としております。第8条におきまして、会議を開く時間等余裕がな い場合に、議案を紙面で回しまして承諾を求める回議を可能としております が、これの回す順番を定めてありました。そちらにつきまして削除しており ます。併せて21頁の別表第1として回覧順の表もありましたので、こちら も削除をしております。現状に合わせて決裁ができる方からすぐに回覧をし て、手続ができるようにしようということで、この表等を削除しているもの でございます。そのほか、姶良市にも法令審査委員会がありますが、その規 程と比較しまして、文言や条文を加除修正したものでございます。以上、説 明を終わります。

教育長

ただいま、説明がありましたけれども、何かご質疑ございませんでしょうか。 この規則等審査委員会といいますのは、大事な会ですが、教育委員会は教育 委員会で独自の条例・規則があります。そこは網羅的に見張っていかなくて はならないということです。例えば、先ほど規則などの改正を行おうとした時に、一時期専門の職員がいない時がありました。私は、人事担当課にとにかく1人は置いてくださいとお願いしました。今は継続して職員を配置しております。これはそういう意味で、この審査委員会をしっかりしようということでの規則改正です。

ご質疑はよろしいですか。

それでは、お諮りいたします。日程第6議案第7号「姶良市教育委員会規則 等審査委員会規程の一部を改正する訓令に関する件」については、事務局提 案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

を廃止する告示に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

民館、校区コミュニティとして、市長部局へ所管が移っていく中で見直しが あった訳ですが、担当部局ではなかったということから例規の見直しの対象 から漏れまして、そのまま残ってしまったということのようでございます。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「姶良市教育委員会規則等審査委員会規程の一部を改正する訓令に関する件」については、可決されました。 次に、日程第7議案第8号「加治木町教育委員会所管に係る補助金交付要綱

(教育総務課長)日程第7議案第8号「加治木町教育委員会所管に係る補助 事務局 金交付要綱を廃止する告示に関する件」について、ご説明をいたします。改 正理由につきましては、この補助金交付要綱は、合併前の旧加治木町の例規 が暫定例規としまして引き継がれたものであります。すでにこの補助事業も なくなっておりますので、この要綱を廃止するものでございます。25 頁を お開き下さい。第2条のところに「(以下「補助事業等」という。)」のあと に「別表のとおりとする。」となっています。26 頁をご覧ください。1番下 の別表にあります「自治会連絡協議会補助」が、この補助事業に該当します。 この補助事業につきましては、平成28年度から「自治会運営推進会議補助 金」という新たな補助事業として開始されたことに伴い、この時点で暫定例 規として引き継いだ当初の目的は達成しております。この補助事業が廃止さ れた際に、関係例規の見直しがなされたようですが、本要綱は、教育部に暫 定例規として残ったままになっていたようです。残った理由としましては、 旧加治木町では社会教育課がこの自治会連絡協議会の所管でございました ので、教育部に要綱がございました。その後、自治会連絡協議会から校区公

教育長 これについて何かご質疑ございませんでしょうか。

以上、説明を終わります。

委員

この件だけではなく、先ほどもいろいろ修正したものもありましたが、そのような、例えば以前作ったものの中に現在にそぐわないものがあったとか、あるいは言葉に齟齬があったりとか、いろいろなことがあって修正しなければならない必要があると思うのですが、そういうのが先ほどの法令審査委員会で、そこで話し合いをすると思うのですが、そういう洗い出す作業、見つけ出す作業というのは、担当課でするのですか。それともやっぱり審査委員会に託すのでしょうか。

事務局

(教育総務課長)洗い出しの作業につきましては、特にやっているわけではありませんが、法令の係の方で、随時見ているところではあると思います。ただ、なかなか条例・規則それぞれありまして、かなりの部分でございます。ですので、今回のように何か他のものを見ている時に、見つけるとか、そういった部分でないとなかなか見つけられないものであります。専門としているわけではございませんので、なかなか見つけられないですが、今、教育総務課に専門というか、詳しいものを一人配置しておりまして、いくつか改正のある規則等を見つけて、今回提案させていただいたということでございますので、今後もこういう部分が少しでも是正されていくように、きちんと確認をしてまいりたいと思っているところでございます。

教育長

条例というのは、国等の法律を受けて作られているところがあります。国の 法律等が改正されたことを受けて、条例改正等を行っていきます。どの法律 を受けて条例ができたかと、一つ一つ見ていかなければならないのですが、 専門の職員でなければ、なかなかできないことです。市長部局には、総務課 に法制文書係という専門的に見ていく部署がありますが、全てに対応してい くということは難しいところはあります。県庁の場合も、そういう部署があ ります。相当専門的になって何年も見て行って実績は高まっています。市の 職員の場合は、まだそこまでポジション的な問題もありますが、なかなかい ないです。

ご質疑はよろしいですか。

お諮りしたいと思います。日程第7議案第8号「加治木町教育委員会所管に 係る補助金交付要綱を廃止する告示に関する件」については、事務局提案の とおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長

異議なしと認めます。よって、議案第8号「加治木町教育委員会所管に係る 補助金交付要綱を廃止する告示に関する件」については、可決されました。 次に、日程第8議案第9号「令和2年度姶良市一般会計補正予算(第12号) (教育費)に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(教育総務課長)はい。日程第8議案第9号「令和2年度姶良市一般会計補 正予算(第12号)(教育費)に関する件」について、説明いたします。今 回の補正も主にコロナウイルス感染症地方創生臨時交付金に係る追加の補 正予算となります。3月22日の市議会に上程するものでございます。28頁 をお開き下さい。姶良市全体の歳入の総括表です。今回の補正額は市全体で 1億2,359万6千円、補正後の予算額が420億8,667万8千円となっており ます。次に29頁をお願いいたします。市全体の歳出の補正額になります。 10 教育費の行をご覧ください。教育費につきましては、補正額 1,158 万4 千円の減額、補正後の予算額が28億9,531万8千円となっております。30 頁をお開きください。今回、教育部では3つの事業を行いますが、令和2年 度も残りわずかですので、繰越明許費として令和3年度に繰り越して、事業 の執行を行ってまいります。34 頁からが歳出の詳細となっておりますが、 補正の内容につきましては、それぞれ担当課より説明をいたします。なお、 35 頁の中段の表に社会教育費、図書館費がございますが、これにつきまし ては、一般財源で予算化していたものを、財源をコロナ交付金は組替を行っ たものでございます。それでは、学校教育課、保健体育課よりそれぞれ説明 いたします。

(学校教育課長) それでは、学校教育課の3月追加補正予算のご説明をいたします。歳出の増額補正予算ですけれども、資料34頁をご覧ください。公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の委託料としまして、教員の学習用端末を職員室に置いても使用できるように、職員室に無線LANの環境整備をするための費用835万7千円を計上しております。なお、工期が3月末を超えるため繰越予算として計上しております。同じく資料34頁の上段の学校教育活動継続支援事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、教職員の資質向上のための研修及び子どもたちの学習保障の要する費用を支援するもので1,128万7千円を計上しております。なお、この事業も繰越予算として計上いたしまして、保健体育課の新型コロナウイルス感染症対策事業と併せて、国の第3次補正予算、学校保健特別対策事業費補助金を活用いたします。34頁下段から35頁上段の小学校費・中学校費の教育振興費の集団宿泊事業及び修学旅行バス補助事業につきましては、予算残の不用額に伴う減額補正であります。以上で、学校教育課の説明を終わります。

(保健体育課長)続きまして、保健体育関係の説明を申し上げます。資料の 35 頁一番下の学校保健費のところを説明します。新型コロナウイルス感染

症対策事業のところでございます。今回は、国の第3次補正予算に基づいて 改定されました学校保健特別対策事業費補助金を活用した予算でございま す。事業内容としましては、昨年の9月教育委員会定例会で、国の第2次補 正の予算で示されました学校の規模に応じた総額 3,000 万円の補正予算を いただきましたが、その時と同様のものでございまして、今回はその8割で あります2,400万円が上限とされております。それは、先程説明がありまし た学校教育課の予算、学校教育活動継続支援事業と併せて計上するものでご ざいます。今回の予算では、各学校長が感染症対策としまして必要性を認め た物品、消耗品とか備品を購入するためのものでございまして、小中22校 の意向調査の結果、消耗品費を750万6千円、備品購入費を520万7千円の 合計1,271万3千円を計上しております。これらの内訳としましては、まず 消耗品費におきましては、液体せっけん、手指消毒用アルコール、使い捨て 手袋、ペーパータオルなどの衛生用品のほか、アクリル製のパーテーション、 非接触型の検温計などを計上しました。また、備品購入費におきましては、 スクリーンなどの大型のつい立て類のほか、空気清浄機、サーキュレーター、 扇風機などになります。この事業に必要な財源につきましては、その1/2 を国庫補助金から、残りの1/2のうちのおよそ9割は、新型コロナウイル ス感染症対応の地方創生臨時交付金を充てることといたしまして、その残り の1割が一般財源ということになっております。 先程学校教育課の説明にも ありましたが、この予算につきましては繰越明許費として計上して、4月以 降、令和3年の早い時期に執行させていただきたいという風に考えておりま す。以上で、説明を終わります。

教育長 繰越明許費の説明をしてください。

事務局 (教育総務課)30頁に「繰越明許費」とありますけれども、今回の場合で申しますと、令和2年度の予算として組みますけれども、事業がその年度中に完成できない場合に、「繰越明許費」として議決をいただきまして、次の年度まで持ち越して、執行していくという形をとらしていただいております。

委員 そのことについて、先程保健体育課長が「繰越明許費」については、できる だけ早い時期にとありましたが、何月までにしないといけないという区切り があるのですか。

事務局 (保健体育課長)区切りと言いますか、令和3年度に繰り越しますので、予 算の性格上、令和3年度中に執行すればよいわけです。

委員 令和2年度の予算を繰り越してしまえば、令和3年度の予算ということにな

るわけですね。わかりました。

教育長

ただいま補正予算の説明がございましたが、国の第2次補正予算では、大規模校で200万、中規模校で150万、小規模校で100万でした。今回はその8割です。大規模校で160万、中規模校で120万、小規模校で80万です。なんでも使っていいということではありません。新型コロナウイルス感染症対策に見合うものに使うということが基本になるのです。こちらの指導としては、しっかり計画を立てて、必要なものに使うということで、何でもかんでもというわけにはいかないのです。そういうふうに指導して予算を立ててございます。

他にございませんか。

なければお諮りします。議案第9号「令和2年度姶良市一般会計補正予算(第12号)(教育費)に関する件」については、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員はい。

教育長

異議なしと認めます。よって、議案第9号「令和2年度姶良市一般会計補正 予算(第12号)(教育費)に関する件」については、可決されました。 次に、日程第9事務連絡に入ります。まず、委員の皆様から何かございます か。

なければ、事務局からお願いします。

事務局

(学校教育課長)学校教育課からご報告いたします。令和2年度の鹿児島学習定着度調査の2月3日現在の速報値ということでご報告いたします。今年1月13日、14日の2日間、鹿児島学習定着度調査が行われました。対象は小学校が5年生、中学校が1年生と2年生になります。教科は小学校が4教科、中学校が5教科ということで、県下一斉に学力調査を行った結果でございます。地区別に平均を表しておりますけれども、一番左側に県の平均がございます。そして県の平均の隣に姶良市の平均を掲載しております。あとは地区別の結果ということになります。この中で、全ての学年・全ての教科で姶良市は県平均を上回ったという、大変好結果がでております。ただ教科によって、県の平均の上回り方が大きかったり小さかったり、あるいは学校毎に見た場合には、県の平均を下回る学校も中にはございましたので、これらを受けて、次に5月27日に全国学力学習状況調査というのがございます。これは全国が対象でございます。小学校では6年生、中学校では3年生が対象となりますので、この鹿児島学習定着度調査をうけた小5、中2の子ども達が、今度は全国学力学習状況調査を受けるということになります。その5

月27日の全国学力学習状況調査に向けて、反省点を生かしながら課題に取り組んでいるところです。また、今月中には、鹿児島学習定着度調査の正式な県からの発表があるかと思いますので、4月に改めて詳細な結果を報告したいと思います。以上でございます。

事務局

(図書館事務局長) 図書館事務局から、移動図書館車のお披露目式のご案内 です。本日、お配りいたしました案内の裏の方に、新しい図書館車の写真を 掲載しております。新しい図書館車につきましては、昨年の令和元年度末に 宝くじ助成事業を活用することが決定したことから、令和2年度に予算を計 上しまして、買い替えを行ったところです。購入金額としては1,486万8千 円という金額での契約で、先月納車になっております。今までの図書館車と の違いとしましては、一番大きなところでは、車いすの方々が中に入れるよ うにリフト付きになっていること、そのために車内は若干天井が高くなった こと、ただし全体的な車といたしましては、3 t 車から2 t 車になっており ますので、以前の車両より若干小さくコンパクトになっております。姶良市 の移動図書館車として、皆様に親しんでいただけるようにデザインも工夫し まして、「くすみん」をデザインしたものに変えたところです。今回、この 「あいあい号」のお披露目式を3月 16 日に開催する予定でおります。出席 者ということで教育委員の皆様を教育委員ということで記載をさせていた だいているところですが、埼玉の方からの納車であったり、こちらで車検を 受けたりということで、日程が急であったこととか、コロナ過でもあるとい うことから教育長のみの出席でお願いをしたいと考えております。日曜日に おいては、図書館に停車しておりますので、機会があれば見て頂きたいと思 います。よろしくお願いいたします。

教育長事務連絡は、以上でよろしいですか。最後に行事予定の確認をお願いします。

事務局(教育総務課より順次説明)

教育長 ただいま、行事の説明がございましたが、委員の皆様からご質疑ございませんでしょうか。

なければ、以上で本日の議事を全て終了したいと思います。

お諮りします。本日の議事録の字句の軽微な訂正等は、当局に一任していただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、議事録の軽微な字句の訂正は、当局にご一任

いただきました。以上で、令和3年第3回教育委員会定例会を終了いたします。皆さまご苦労様でした。

全員 ありがとうございました。